

規制所管府省から提出された規制シートについて

1. 平成 27 年 11 月 19 日（木）開催の第 53 回規制改革会議において、岡議長から、規制所管府省からこれまでに提出された規制シートについて、関連するワーキング・グループにおいてその内容を精査した上で、改善点等に関して各ワーキング・グループの意見をまとめていただきたい旨の御発言があったところである。
2. これを受け、平成 27 年 1 月 28 日から同年 12 月 3 日までに規制所管府省から提出された規制シート（平成 27 年度に見直し時期が到来する規制及び規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制）について、各ワーキング・グループにおいて、その内容を確認し、検討を行った。

ワーキング・グループから提出されたコメントは、別添のとおりである。

(別添)

<総論的事項について>

(平成 27 年度に見直し時期が到来する規制)

- ・ 法律ごとに規制シートを作成する現在の方式では、抽象的な記載にならざるをえない。一方で、法律に含まれる個々の規制ごとにシートを作成しようとする膨大な作業量になる。法律単位で規制シートを作成することを見直すべきではないか。
- ・ 「平成 27 年度見直し予定、措置の内容は検討中」という記載は不可(差し戻し)とし、検討概要を必ず記載してもらうよう、要すれば提出期限の延長等に応じるなどの工夫をすべきではないか。
- ・ 「関連する予算」「関連する政策評価結果」など、ほぼ記入がされていない欄がある。規制改革の議論に資する観点から、個々の記入欄の要否を見直すべきではないか。

(規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制)

- ・ 作成を依頼する元となったホットライン要望自体を併記する欄を設けるべきではないか。
- ・ 法律全体ではなく、ホットライン要望が問題としている個別の規制について記載すべきことを明示すべきではないか。

<個別の規制シートについて>

- ・ 「規制の名称：教科書の定義」のシート(別紙参照)について、規制目的の欄に記入されている内容が、規制目的ではなく規制の内容となっている。

規制シート

(別紙1)

150194700260001

平成27年2月13日

規制の名称	教科書の定義	所管府省	文部科学省
根拠法令等	学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第1項、附則第9条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	法の制定時には紙媒体以外の教科書が想定されなかったことから、現行においても紙媒体の教科書のみが認められている。		
規制内容の概要	現時点においても、副教材としていわゆるデジタル教科書を用いることは可能であるが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことから、認められていない。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月知的財産戦略本部決定)、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うなどとされているため。	規制の維 持、改革又 は新設の別 改革	
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	上記のスケジュールに則り、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定である。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)	(規制シートのID)
通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—

規制シート

(別紙1)

150194801320001

平成27年2月13日

規制の名称	教科書の定義	所管府省	文部科学省
根拠法令等	教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	法の制定時には紙媒体以外の教科書が想定されなかったことから、現行においても紙媒体の教科書のみが認められている。		
規制内容の概要	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項における「教科書」としていわゆるデジタル教科書を発行することは、同条では電子データによるものも教科書に該当するとは明記されていないことから、認められていない。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月知的財産戦略本部決定)、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うなどとされているため。	規制の維 持、改革又 は新設の別 改革	改革
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	上記のスケジュールに則り、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定である。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)	(規制シートのID)
通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—

規制シート

(別紙1)

150196301820001

平成27年2月13日

規制の名称	教科書の定義	所管府省	文部科学省
根拠法令等	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第2条第2項	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	法の制定時には紙媒体以外の教科書が想定されなかったことから、現行においても紙媒体の教科書のみが認められている。		
規制内容の概要	いわゆるデジタル教科書を義務教育諸学校の無償措置に関する法律第2条第2項における「教科用図書」として無償措置の対象とすることは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことから、認められていない。	関連する予算	義務教育教科書購入費(平成26年度予算約413億円)
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月)知財戦略本部決定、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月)IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うなどとされているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上記のスケジュールに則り、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定である。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)	(規制シートのID)
通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—